

## 指定介護予防支援事業所の指定更新について

介護予防支援事業者の指定の有効期間は、その他の介護保険のサービス事業者と同様に 6 年間となっている。今回、指定更新の手続を行う必要があるセンターは次のとおりである。

### ①令和 6 年 3 月 31 日に指定有効期間が満了する 40 センター

区名	センター名	区名	センター名
青葉区	五橋地域包括支援センター	若林区	六郷地域包括支援センター
	上杉地域包括支援センター		遠見塚地域包括支援センター
	国見地域包括支援センター		沖野地域包括支援センター
	木町通地域包括支援センター	太白区	愛宕橋地域包括支援センター
	双葉ヶ丘地域包括支援センター		八木山地域包括支援センター
	葉山地域包括支援センター		西多賀地域包括支援センター
	台原地域包括支援センター		郡山地域包括支援センター
	大沢広陵成地域包括支援センター		山田地域包括支援センター
	あやし地域包括支援センター		西中田地域包括支援センター
	国見ヶ丘地域包括支援センター		四郎丸地域包括支援センター
	南吉成地域包括支援センター		茂庭地域包括支援センター
	桜ヶ丘地域包括支援センター		秋保地域包括支援センター
	小松島地域包括支援センター		袋原地域包括支援センター
	宮城野区		岩切地域包括支援センター
東仙台地域包括支援センター		寺岡地域包括支援センター	
高砂地域包括支援センター		松森地域包括支援センター	
福田町地域包括支援センター		南光台地域包括支援センター	
燕沢地域包括支援センター		虹の丘・加茂地域包括支援センター	
鶴ヶ谷地域包括支援センター		根白石地域包括支援センター	
		高森地域包括支援センター	
	長命ヶ丘地域包括支援センター		

### ②令和 6 年 6 月 30 日に指定有効期間が満了する 4 センター

区名	センター名	区名	センター名
宮城野区	宮城野地域包括支援センター	太白区	長町地域包括支援センター
	榴岡地域包括支援センター		富沢地域包括支援センター

※上記 4 センターについては、受託法人内の組織改正に伴い、平成 24 年 7 月 1 日に改めて指定を行っている。

<参考>介護保険法 抄

(指定の更新)

第 70 条の 2 第 41 条第 1 項本文の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(準用)

第 115 条の 31 第 70 条の 2 の規定は、第 58 条第 1 項の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(参考) 今後のスケジュール

時 期	内 容
令和 6 年 1 月末	書類受付
↓ 書類審査	
3 月末	指定更新通知
4 月 1 日	指定更新 (40 センター)
5 月末	書類受付
↓ 書類審査	
7 月 1 日	指定更新 (宮城野、榴岡、長町、富沢の 4 センター)

※今回指定更新の手続き対象ではない 8 センター(花京院・河原町・七郷・大和蒲町・将監・向陽台・八乙女・南中山)については、指定の有効期間の開始が新規開設や受託法人の組織改正に伴い変更となっているため、今回は該当しない。